

農用地利用集積等促進計画に係る利害関係人の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、当該農用地利用集積等促進計画を令和07年07月08日から令和07年07月14日までの間、大分県農業農村振興公社において利害関係人の意見聴取を行う。

なお、利害関係人は、意見聴取期間満了の日までに、当該農用地利用集積等促進計画について、大分県農業農村振興公社に意見を申し出ることができる。

令和7年7月8日
公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 岡本 天津男

農用地利用集積等促進計画の概要

所有権移転を受ける農地				所有権移転時期	
宇佐市安心院町	中山	鳥居原	1596-2	公社買入	8月8日
宇佐市安心院町	中山	鳥居原	1596-5	公社買入	8月8日
宇佐市安心院町	中山	鳥居原	1596-6	公社買入	8月8日
宇佐市安心院町	中山	鳥居原	1596-20	公社買入	8月8日